

第14期 伊那谷地域森林計画書(案)の概要

- 計画期間（10年間）
自 平成30年4月 1日
至 平成40年3月31日

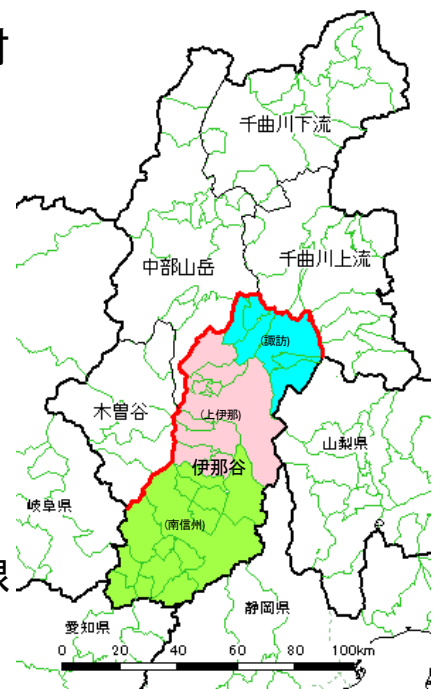
I 計画の大綱

計画書P1~2

1

■ 第1 伊那谷森林計画区の概況

- 1 自然的背景
 - ▶ 諏訪、上伊那、南信州地域の28市町村からなり、総面積は県土の29%
 - ▶ 計画区南西部は県下でも特に多雨
 - ▶ 上伊那、南信州地域は急峻な地形が多くを占め、脆弱な地質も分布
- 2 社会、経済的背景
 - ▶ 人口は漸減傾向、人口密度は県平均をやや下回る
 - ▶ 三遠南信自動車道、リニア中央新幹線の整備が進む

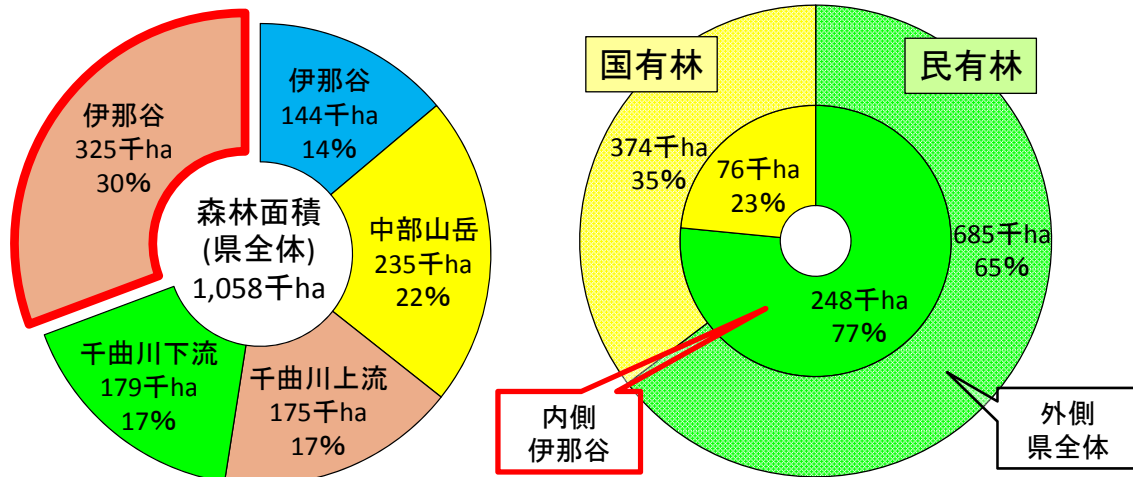


■ 第1 伊那谷森林計画区の概況

3 森林・林業の現状と課題

(1) 森林面積と蓄積

- ▶ 森林面積は325千haで県下の3割を占め、5計画区で最大
- ▶ 面積、蓄積の民国比率は県平均より民有林の比率が高い



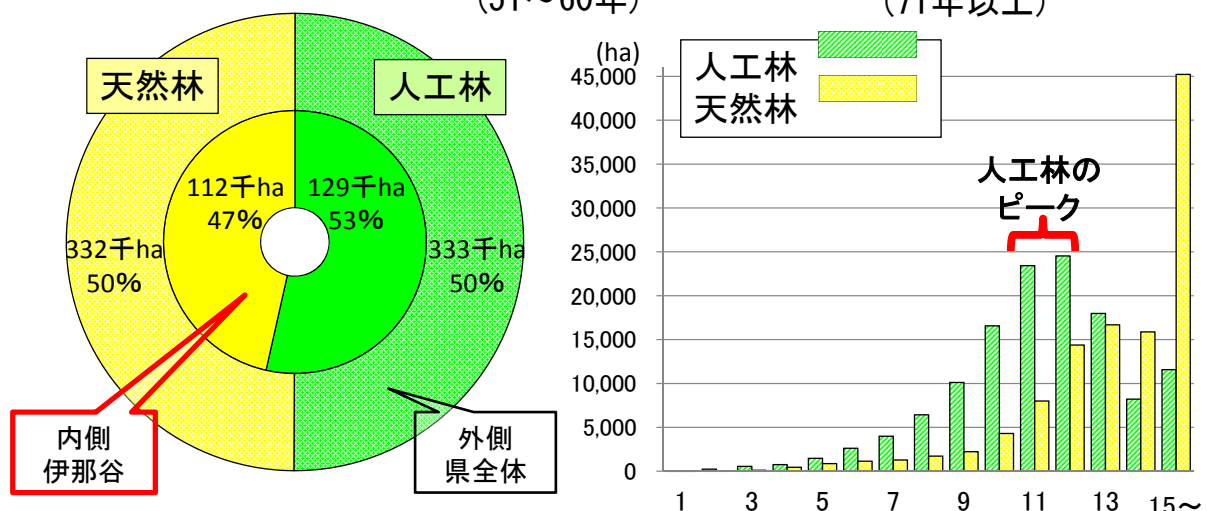
【森林計画区面積割合 (H29.4)】

【民有林及び国有林の面積割合 (H29.4)】

■ 第1 伊那谷森林計画区の概況

(2) 民有林の森林資源の内容

- ▶ 民有林面積は248千ha (県全体の36%)、人工林率は53%
- ▶ 齢級構成は人工林が11-12齢級、天然林が15齢級以上に偏る (51~60年)



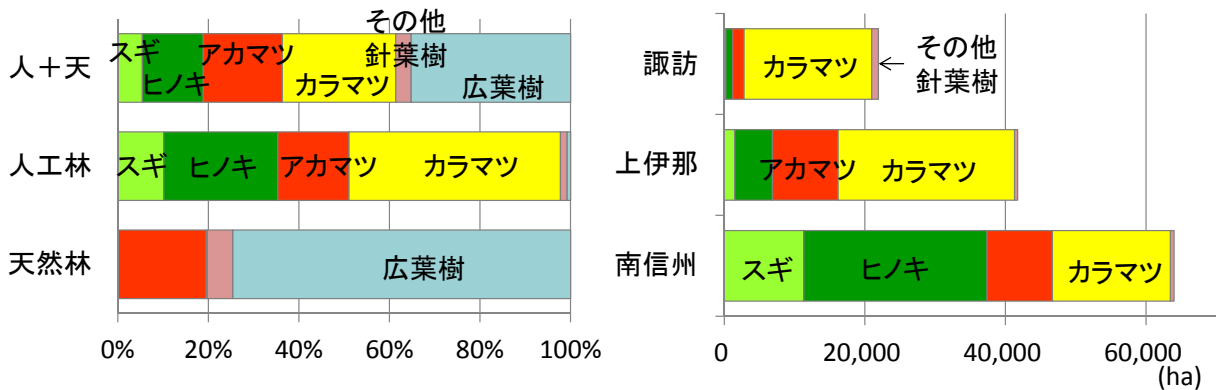
【民有林の人天面積割合 (H29.4)】

【民有林の齢級別面積 (H29.4)】

■ 第1 伊那谷森林計画区の概況

(3) 森林を構成する樹種（私有林）

- ▶ 針広比率は65：35で県全体と比較して針葉樹が多い
- ▶ 樹種別ではカラマツが最も多く、次いでアカマツ、ヒノキ
- ▶ 諏訪、上伊那、南信州で代表樹種が異なる
- ▶ ヒノキは県全体の64%、アカマツは46%を占める

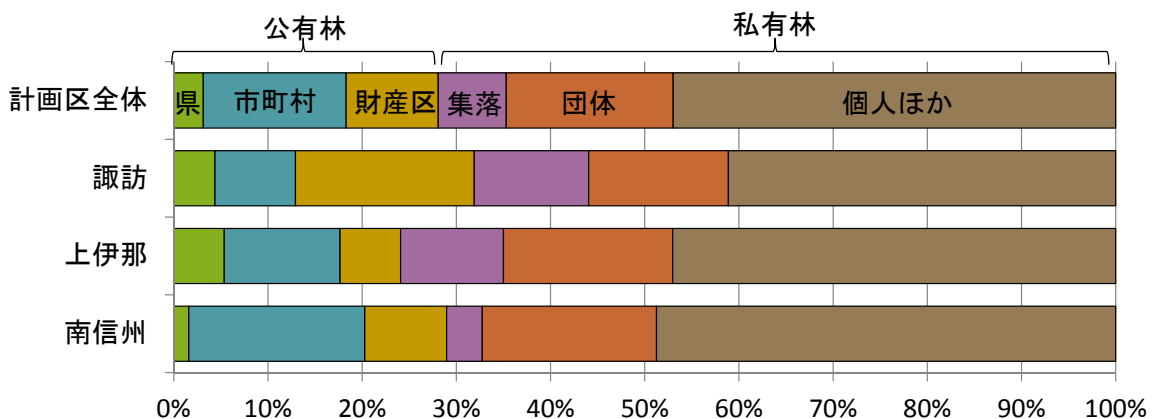


【計画区私有林全体の樹種別割合 (H29.4)】 【地域別の人工林の樹種別面積 (H29.4)】

■ 第1 伊那谷森林計画区の概況

(4) 森林の所有形態（私有林）

- ▶ 公有林28%、私有林72%で県全体の割合とほぼ同様
- ▶ 個人有林の所有規模は1.8haで県全体の平均とほぼ同様
- ▶ 個人有林の所有規模は諏訪0.6ha、上伊那1.7ha、南信州2.9haと地域差がある。

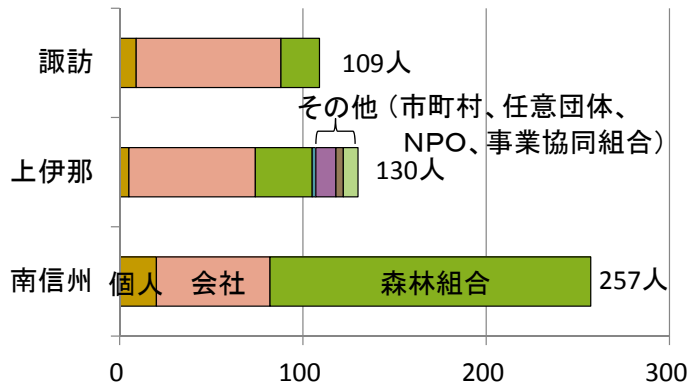
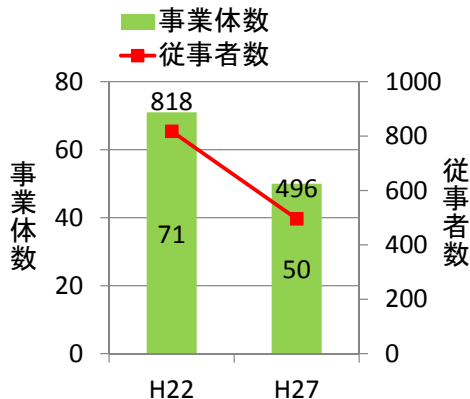


【森林の所有形態別割合 (H29.4)】

■ 第1 伊那谷森林計画区の概況

(5) 林業労働

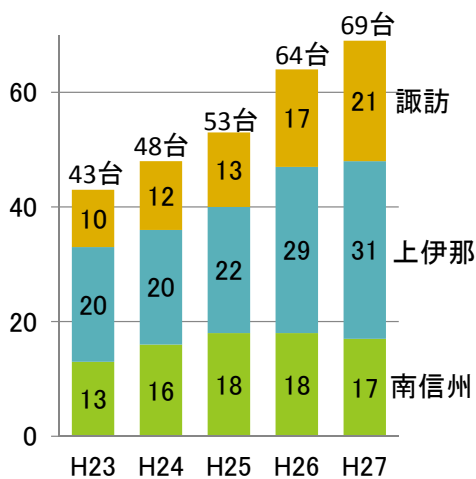
- ▶ 林業事業体50者、従事者数496人で県全体の28%を占める
- ▶ 従事者数は減少する一方、全県的に平均年齢は若返り、年間雇用日数も増加の傾向
- ▶ 特に、上伊那では多様な事業体が林業に携わっている



■ 第1 伊那谷森林計画区の概況

(6) 高性能林業機械

- ▶ 保有台数は69台、県全体の2割を占める
- ▶ 台数は近年増加傾向、南信州で導入に遅れ



【種類別台数(H27)】

種別	伊那谷	県全体
プロセッサ	15	71
ハーベスタ	11	48
フォワーダ	14	92
タワーヤード	4	16
スイングヤード	13	54
その他	12	22
合計	69	303



プロセッサ



フォワーダ



スイングヤード

I 計画の大綱

計画書P7

8

■ 第1 伊那谷森林計画区の概況

(7) 林内路網の整備状況

- ▶ 林道の総延長は1,513km、密度6.1m/haで県平均を下回る
- ▶ 作業道等を含めた林内路網全体は4,547km、密度18.3m/ha

【林道の開設状況(H28)】

区分	全体計画		実績			
	延長	密度	路線数	延長	密度	進捗率
伊那谷	2,941km	11.9m/ha	588	1,513km	6.1m/ha	52%
県全体	8,210km	12.0m/ha	1,905	4,895km	7.1m/ha	60%

【地域別の林内路網開設状況(H28、作業道等を含む)】

区分	延長	密度
計画区全体	4,547km	18.3m/ha
諏訪	874km	20.9m/ha
上伊那	1,529km	21.7m/ha
南信州	2,143km	15.7m/ha



I 計画の大綱

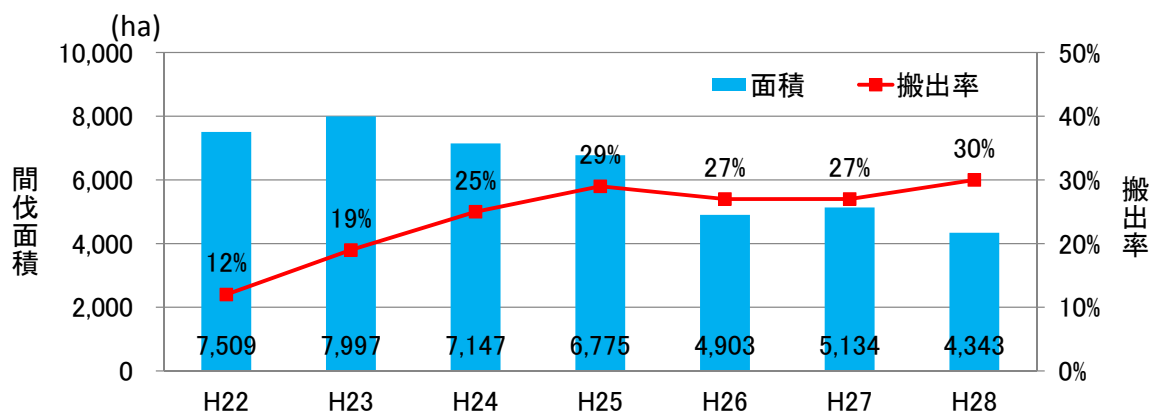
計画書P7

9

■ 第1 伊那谷森林計画区の概況

(8) 間伐

- ▶ 間伐面積は減少傾向にあり、H28は4,343haで県全体の32%を占める
- ▶ 搬出率は増加傾向にあり、H28は30%で県平均を下回るが、上伊那及び諏訪は42%、南信州は18%と地域差が大きい

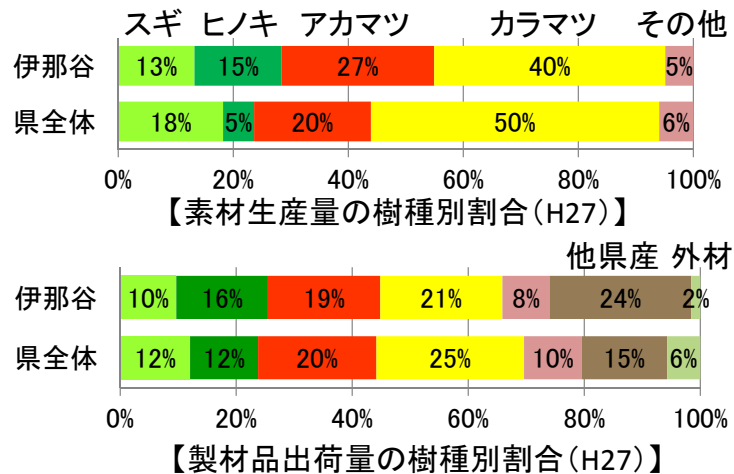
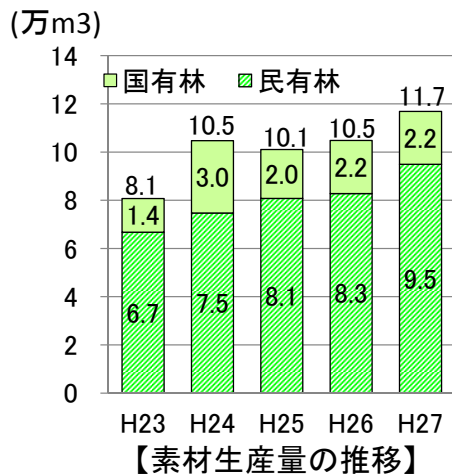


【間伐面積及び搬出率の推移】

■ 第1 伊那谷森林計画区の概況

(9) 素材生産、製材品出荷

- ▶ 素材生産量は増加傾向にあり、国有林を含めたH27の生産量は117千m³で県全体の2割を占める
- ▶ 製材品出荷量は135千m³で県全体の41%を占め、大型製材施設の稼働開始により、特にヒノキの出荷量が増加



■ 第1 伊那谷森林計画区の概況

(10) 木材流通

- ▶ 南信木材センターほか2箇所の原木市場が運営
- ▶ 住宅への県産材利用について関係者連携の取組が進む

(11) 認証・認定制度

- ▶ 信州木材認証製品センターの認証工場16社、JAS認定工場2社、COC認証を受けた事業者3社

(12) 木質バイオマス

- ▶ 2箇所の製造施設で県全体の8割を占めるペレットを生産



I 計画の大綱

■ 第1 伊那谷森林計画区の概況

(13) 特用林産物

- ▶ 県下有数のまつたけの産地であるほか、乾しいたけや薪の生産量も多い



(14) 林業用苗木

- ▶ ヒノキ、カラマツの生産のほかコンテナ苗の生産も進む



【特用林産物及び苗木の生産量(H27、苗木はH28)】

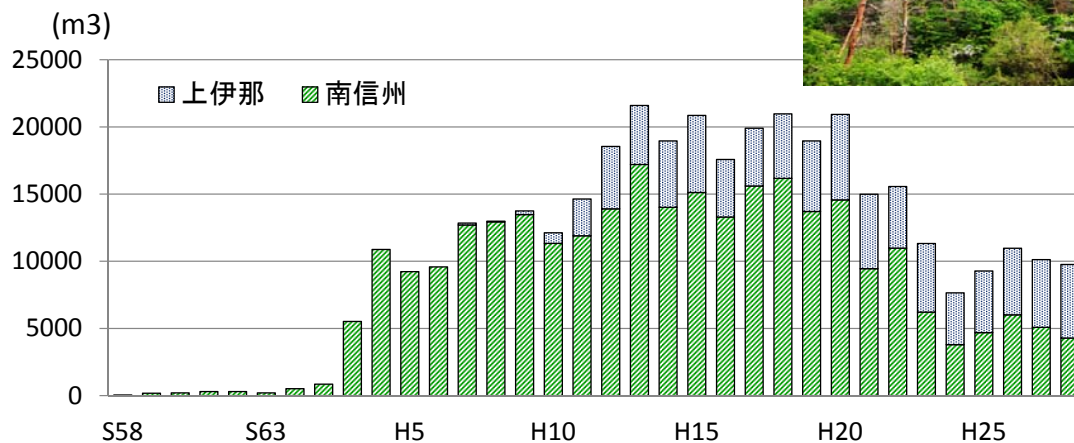
区分	まつたけ	乾しいたけ	山菜類	木炭	薪	苗木
伊那谷	41.0t	4.5t	6.4t	5.2t	5,666層積m3	176千本
県全体	48.9t	5.8t	50.8t	61.9t	13,251層積m3	2,993千本
伊那谷シェア	84%	78%	13%	8%	43%	6%

I 計画の大綱

■ 第1 伊那谷森林計画区の概況

(15) 森林病害虫

- ▶ S58の被害発生以降、H13をピークに被害量は減少傾向にあるが、被害区域は拡大し北上している。
- ▶ 諏訪地域には被害が拡大していない

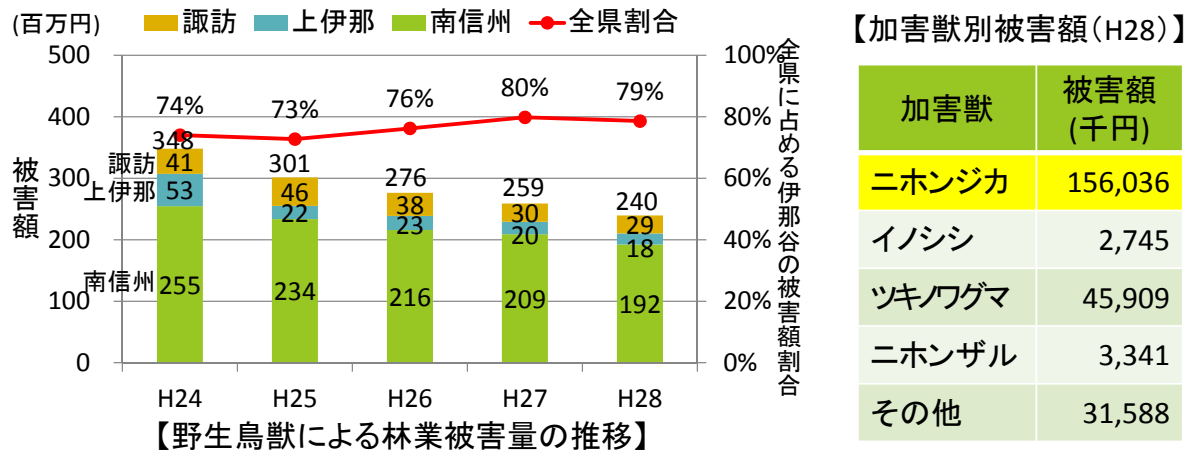


【松くい虫被害量の推移】

■ 第1 伊那谷森林計画区の概況

(16) 野生鳥獣による林業被害

- ▶ 林業被害は減少傾向にあるものの、被害額は約2億4千万円と大きく、県全体の約8割を占める
- ▶ 地域内では南信州の被害が最も大きい
- ▶ ニホンジカによる被害が65%、ツキノワグマが19%



■ 第1 伊那谷森林計画区の概況

(17) 保安林の配備状況

- ▶ 民有林の保安林率は41%で県全体の33%を上回る

(18) その他

ア 国有林との連携

- ▶ 伊那市長谷杉島地区で民国の森林共同施業団地が設定

イ 多様な森林整備

- ▶ 諏訪、上伊那地域ではH18豪雨を契機に「災害に強い森林づくり」に取り組む
- ▶ 森林（もり）の里親制度による森林整備が進む

ウ 多様な森林利用

- ▶ 森林セラピー基地・ロードが3箇所設定

■ 第1 伊那谷森林計画区の概況

◎ 計画区の課題

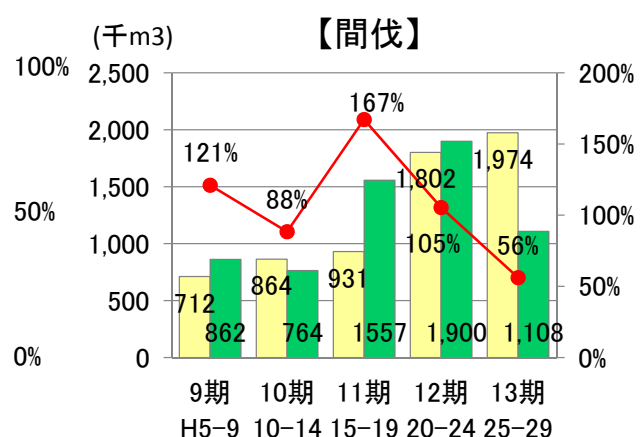
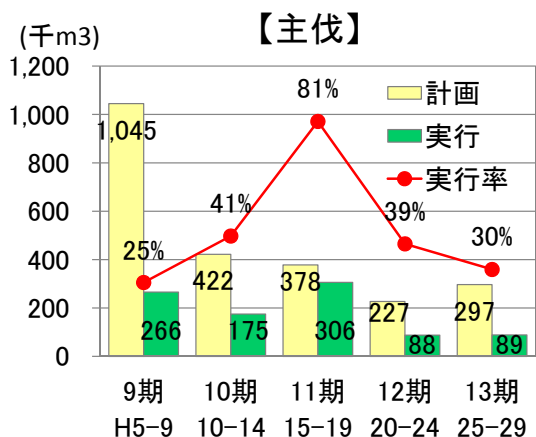
- ▶ 県内最大の森林資源の有効活用と齢級の平準化
 - ⇒ **主伐・更新施業の推進**
安定的な原木供給体制の整備、木材の需要拡大
- ▶ 主要樹種の構成、間伐材の搬出率、林道密度、高性能林業機械の導入状況等に地域差
 - ⇒ **各地域の森林資源の状況や立地条件等に応じた森林整備や基盤整備の推進**
- ▶ 松くい虫・野生鳥獣被害は減少傾向にあるものの、依然として被害額は大きく、被害地域も拡大
 - ⇒ **総合的な被害対策の実施、植栽木の被害対策**

■ 第2 前計画の実行結果の概要及びその評価

1 伐採立木材積

- ▶ 木材価格の低迷、再造林への投資が困難等の理由から主伐の実行率が低い

総数(千m3)			主伐(千m3)			間伐(千m3)		
計画	実行	実行率	計画	実行	実行率	計画	実行	実行率
2,271	1,197	53%	297	89	30%	1,974	1,108	56%



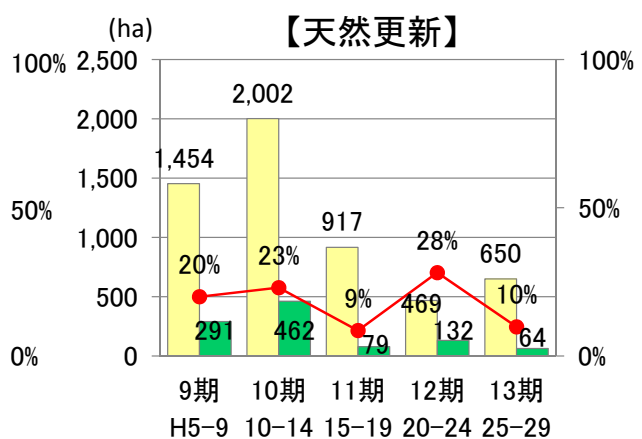
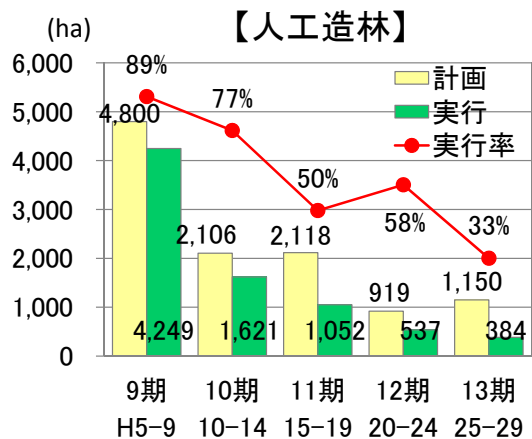
I 計画の大綱

■ 第2 前計画の実行結果の概要及びその評価

2 造林面積

▶ 主伐の実行率が低いため、造林の実行率も計画を下回る

総数 (ha)			人工造林 (ha)			天然更新 (ha)		
計画	実行	実行率	計画	実行	実行率	計画	実行	実行率
1,800	448	25%	1,150	384	33%	650	64	10%



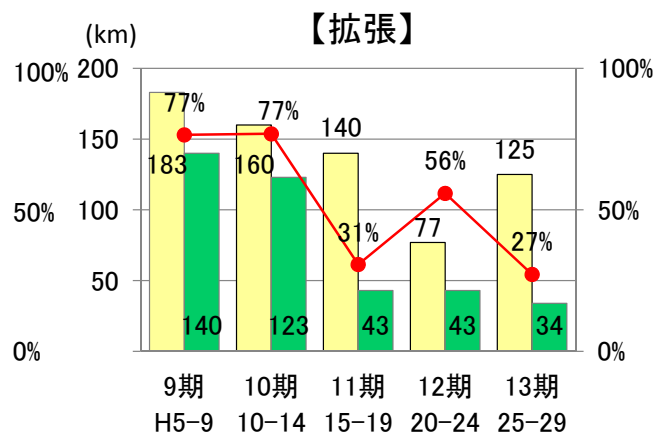
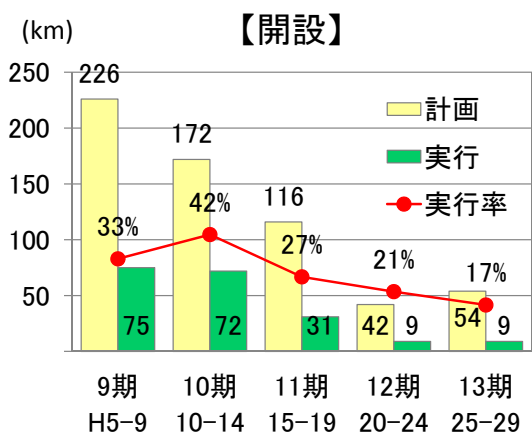
I 計画の大綱

■ 第2 前計画の実行結果の概要及びその評価

3 林道の開設及び拡張の数量

- ▶ 地形が急峻等の理由で実行率は低い
- ▶ 地形が緩やかな箇所では作業道の開設が増加

開設延長(km)※新設+改築			拡張延長(km)※改良+舗装		
計画	実行	実行率	計画	実行	実行率
54	9	17%	125	34	27%



I 計画の大綱

計画書P12

20

■ 第2 前計画の実行結果の概要及びその評価

4 保安林の指定又は解除の面積

- ▶ 公益的機能の発揮が必要な森林で指定が進み、水源涵養、災害防備の保安林は概ね計画どおりの実行率

区分	指定 ※H29末総面積(ha)			解除 ※H25～29の実績(ha)		
	計画	実行	実行率	計画	実行	実行率
総数(実面積)	107,691	101,456	94%	0	3.8	皆増
水源涵養	73,271	68,642	94%	0	0.7	皆増
災害防備	34,144	32,711	96%	0	3.1	皆増
保健風致	1,981	1,508	76%	0	0	—

※複数の種類で指定される保安林があるため、総数と内訳は一致しない

I 計画の大綱

計画書P13

21

■ 第2 前計画の実行結果の概要及びその評価

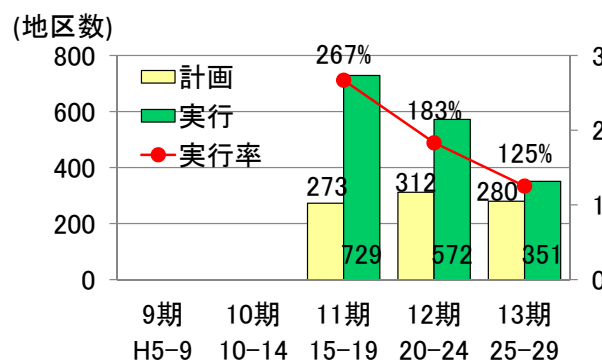
5 保安施設地区の指定

該当なし

6 保安施設事業

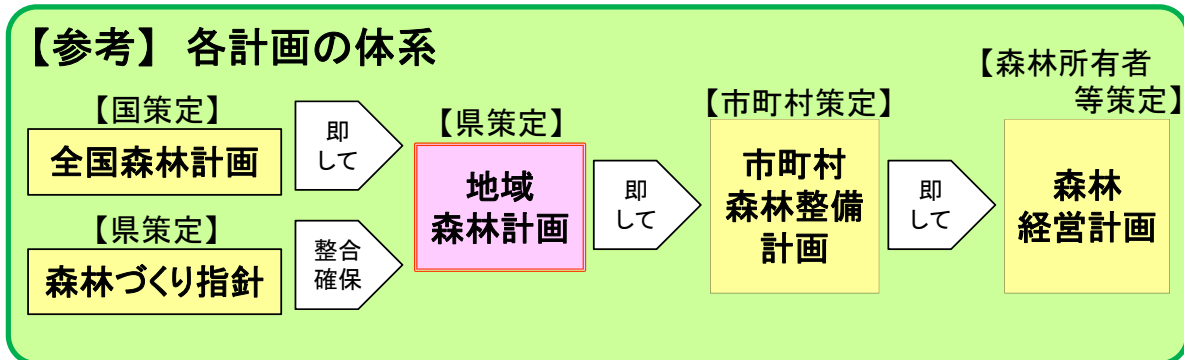
- ▶ 近年県内でも多発する山地災害を復旧するため事業量が増加し、実績が計画を上回った

区分	計画	実行	実行率
治山事業施行地区数	280箇所	351箇所	125%



■ 第3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

- ◆全国森林計画に即し、かつ、長野県森林づくり指針（H22策定）との整合を確保した計画とする



- ◆本計画の重点事項の区分（森林づくり指針の3本柱）

- 1 みんなの暮らしを守る森林づくり
- 2 木を活かした力強い産業づくり
- 3 森林を支える豊かな地域づくり

■ 第3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

1 みんなの暮らしを守る森林づくり

(1) 多様な森林整備の推進

ア 公益的機能に応じた森林整備

公益的機能別施業森林の設定等を踏まえた森林づくり

イ 計画的な森林整備

森林経営計画の作成、施業集約化の促進

ウ 間伐の推進

搬出間伐の推進、地域特性に適合した路網整備や作業システムの導入

エ 主伐の促進

山地災害等の発生を考慮した伐採の実施、一貫作業システムの導入

オ 適切な更新施業

確実な更新方法の検討、野生鳥獣被害の考慮、計画的な苗木生産

カ 森林共同施業団地の設定

民国連携の推進

■ 第3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

1 みんなの暮らしを守る森林づくり

(2) 森林の保全に向けた取組の強化

ア 災害に強い森林づくり

森林整備と施設整備による治山事業、航空レーザー測量成果の活用による危険箇所の抽出

イ 松くい虫被害対策の推進

薬剤散布・樹幹注入・伐倒駆除・樹種転換等による総合的な対策の実施、最新の技術による被害把握、抵抗性アカマツの植栽

ウ 水源地の森林保全

水源涵養機能の高い森林づくり、公的管理の推進

エ 地域と一体となった森林整備

森林整備保全重点地域、里山整備利用地域を活用した森林整備

オ 森林の開発行為への対応

リニア中央新幹線、太陽光発電施設

■ 第3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

2 木を活かした力強い産業づくり

(1) 林業再生の実現

ア 伊那谷計画区の特徴を活かした林業の構築

林業経営団地による持続的な森林経営、自然条件・森林資源に応じた作業システム（路網整備・高性能林業機械の導入等）の検討

イ 林業の担い手の確保・育成

林業事業体の体質強化・安定的事業量の確保、人材の育成・活用（森林施業プランナー、フォレスター、信州フォレストコンダクター等）、人材育成関係機関との連携

I 計画の大綱

計画書P17~18

26

■ 第3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

2 木を活かした力強い産業づくり

(2) 県産材の利用促進

ア 生産・流通・加工・利用体制の整備

地域の中核製材施設を核とした連携型の取組への安定的な原木供給、信州F・POWERプロジェクトに対する需給調整（計画区北部）

イ 多様な利用及び需要の開拓

公共建築物・土木工事・住宅建築への地域材利用の推進、地域材の利用開発、木質ペレット等の普及と低質材の集荷体制の強化、各種認定・認証制度の取得推進

ウ 信州の木自給圏の構築

県産材の地消地産の体制づくりのため流域部会を設置

I 計画の大綱

計画書P18

27

■ 第3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

3 森林を支える豊かな地域づくり

(1) 森林の適正な管理の推進

ア 管理主体の明確化

森林所有者・地域住民の合意形成、事業体への森林経営委託の推進

イ 人材の活用と育成

集落ぐるみの活動を支援するリーダー育成、林業士等の活動支援

ウ 生物多様性への配慮

貴重な動植物の保護への配慮、広葉樹林・針広混交林の育成

エ 森林認証

FM認証、COC認証の取得推進

■ 第3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

3 森林を支える豊かな地域づくり

(2) 森林の多面的な利用の推進

ア 多様な主体の参加

地域住民・NPO・ボランティア等の活動支援、森林環境教育の推進、上下流・企業との交流・連携の推進

イ 森林関連産業の振興・育成

きのこ・山菜等の特用林産物の生産振興、森林セラピー基地・森林公園等の資源を活用した他産業との連携・関連産業の創出

■ 第3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

3 森林を支える豊かな地域づくり

(3) 野生鳥獣対策の推進

ア 計画的な被害対策の推進

各種計画に基づき関係部局連携による野生鳥獣との緊張感ある棲み分けを実現

イ 地域に応じた被害対策の実施

諏訪・上伊那・・・ニホンジカ、南信州・・・ニホンジカ、ツキノワグマ

ウ 鳥獣害防止森林区域

市町村森林整備計画への鳥獣害防止森林区域の位置づけ、関係者への助言・指導（※H28の計画から計画事項に追加）

【現行計画からの主な変更点】

- 1 計画の対象とする森林の区域の変更
 - 2 計画量の変更
 - 3 統計・地区一覧データの更新
- ▶ 森林の整備・保全に関する方針、基準等の記載内容については大きな変更はありません
 - ▶ 当該方針、基準等は、全ての森林計画区の地域森林計画で同様の内容です
 - ▶ 当該方針、基準に基づき、市町村森林整備計画でより具体的で独自の内容を定めることが可能です

II 計画事項

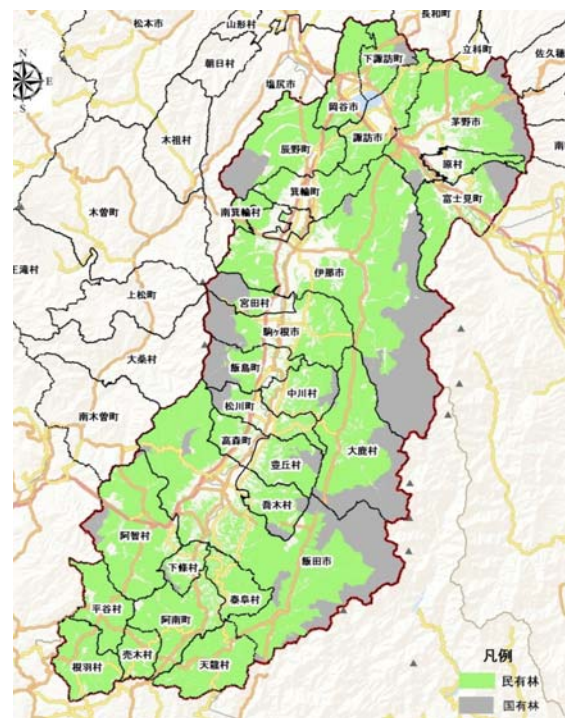
■ 第1 計画の対象とする森林の区域

諏訪、上伊那、南信州地域振興局管内の6市8町14村が対象

森林面積：248,271ha

現行計画からの増減：-191ha

※森林面積の増減は、本年3月から7月にかけて実施した地域森林計画編成調査の結果により、森林の区域の見直し（転出・編入）を行ったことによるもの



II 計画事項

計画書P23～27

32

■ 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項

- ▶ 森林の有する機能別に、森林整備及び保全の基本方針と望ましい森林の姿を定めます

2 公益的機能別施業森林の整備

- ▶ 森林の有する機能のうち、右表の機能を有する森林を「公益的機能別施業森林」として定め、その設定基準、施業の実施基準等を定めます

※右表で（ ）がついた機能は、市町村森林整備計画において独自に設定することが可能

森林の有する機能	公益的機能別施業森林
水源涵養	○
山地災害／土壌保全	○
快適環境形成	○
保健・レクリエーション	○
文化	○
生物多様性保全	(○)
木材等生産	

II 計画事項

計画書P28～29

33

■ 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

3 木材の生産機能の維持増進を図るための施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法

- ▶ 区域の設定基準、施業の方法を定めます

4 計画期間内において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

- ▶ 森林の育成区分別に計画期末における面積・蓄積の増減を示します

区 分		現況	計画期末	増減
面積 (ha)	育成単層林	129,140	129,020	-120
	育成複層林	1,975	2,095	+120
	天然生林	109,832	109,832	0
	計	240,947	240,947	0
森林蓄積 (m ³ /ha)		196	215	+19

※面積は竹林等を除いた立木地のみ面積

II 計画事項

計画書P30～33

34

■ 第3 森林の整備に関する事項

1 伐採（間伐に関する事項を除く）

- ▶ 主伐の標準的な方法、標準伐期齢等を定めます

主伐の区分	皆伐	択伐以外のもの
	択伐	立木の一部を区域全体でおおむね均等な割合で伐採する
主伐の主な留意事項	共通事項	伐採跡地が連続しないように、伐採跡地間には周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保
	皆伐	・一箇所当たりの皆伐の上限面積は、20haを超えない ・隣接する伐採跡地との間に20m以上の保残帯を設ける
	択伐	・一箇所あたり0.05ha未満、隣接する伐区と20m離れる ・一定の立木材積を維持する適切な伐採率による
立木の標準伐期齢	針葉樹	カラマツ・アカマツ・スギ40年、ヒノキ45年、その他針葉樹60年
	広葉樹	クヌギ15年、ブナ70年、ナラ類・その他広葉樹20年
	その他	伐期の延長を推進すべき森林では上記の林齢+10年、長伐期施業を推進すべき森林では上記の林齢×2倍

II 計画事項

計画書P34～35

35

■ 第3 森林の整備に関する事項

2 造林

- ▶ 造林の対象地、樹種、本数、標準的な方法等を定めます

(1) 人工造林

○ 対象地

- ・ 木材生産の適地
- ・ 森林の有する多面的機能の発揮が必要な土地
- ・ 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

○ 樹種及び植栽本数（本数はヘクタールあたり）

スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	その他針	広葉樹
3,000本	3,000本	3,000本	2,300本	3,000本	3,000本

※上表を基準に苗木や品種の特性等を勘案して植栽本数を決定することが可能

○ 標準的な方法

- ・ 苗木の種類、自然条件、既往の方法等を勘案して適期に植栽
- ・ 獣害防除対策を検討

○ 人工造林の期間

- ・ 皆伐：伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日まで
- ・ 択伐：伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日まで

II 計画事項

計画書P35～40

36

■ 第3 森林の整備に関する事項

(2) 天然更新

- 対象地
 - ・ 周辺森林からの実生による更新可能地
 - ・ ぼう芽更新が期待できる樹種の伐採跡地
 - ・ 人工造林不成績地、気象害・獣害跡地で天然更新が進行した箇所
- 樹種
 - ・ 天然下種更新：林冠を構成する高木性の樹種
 - ・ ぼう芽更新：ぼう芽能力の強い樹種
- 標準的な方法
天然下種更新、ぼう芽更新により行い、更新樹種の生育が阻害されている場合は、地表処理・刈り出し・植込み等の補助作業を行う
- 天然更新の完了判定基準
 - ・ 期待成立本数：10,000本/ha以上
 - ・ 稚樹高：競合植物の草丈との関係により判断
 - ・ 判定時期：伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日まで

II 計画事項

計画書P41

37

■ 第3 森林の整備に関する事項

3 保育及び間伐

(1) 保育の標準的な方法

下刈り、枝打ち、除伐、つる切りについて、実施の時期や林齢、回数、内容、対象樹種を定めます

施業種	実施時期	実施林齢	回数	主な内容	樹種
下刈り	6月上旬～7月上旬 7月下旬～8月下旬	2～10年	年1～2回	目的樹種の樹高が競合植物の高さの1.5倍になるまで	全樹種
枝打ち	11月～5月	11～30年	最大8mまで必要な回数	人工造林の針葉樹で実施	スギ ヒノキ
除伐	5月～7月	11～25年	1～2回	目的樹種の成長を阻害する樹木を除去	全樹種
つる切り	6月上旬～7月上旬	11～30年	必要に応じ2～3回	枝打ち、除伐と並行して実施	全樹種

II 計画事項

計画書P42～46

38

■ 第3 森林の整備に関する事項

3 保育及び間伐

(2) 間伐の標準的な方法

本県の人工林の主要樹種であるスギ、カラマツ、アカマツ、ヒノキについて、建築用材を主な生産目標とした場合の施業体系を定めます

【施業体系の内容】

- ・ 森林の地位に応じた間伐（主伐）を行う回数と林齢
- ・ 間伐本数、間伐率
- ・ 間伐木の選定方法
- ・ その他留意事項



➡ 詳細は、計画書本文をご覧ください（P43～）

II 計画事項

計画書P47～49

39

■ 第3 森林の整備に関する事項

4 林道等路網の整備

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

全国森林計画における考え方に即しつつ、「長野県林内路網整備指針」に準拠

(2) 効率的な森林施業を推進するための作業システムの基本的な考え方と路網密度の水準

森林の傾斜区分（緩、中、急）、林業機械の種別（車両系・架線系）、路網からの距離等に応じて、適用すべき作業システムや路網密度の水準を例示します

➡ 詳細は、計画書本文をご覧ください（P47～）

II 計画事項

計画書P50～52

40

■ 第3 森林の整備に関する事項

5 森林施業の合理化等

- (1) 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等
- (2) 林業に従事する者の養成及び確保
- (3) 作業システムの高度化
- (4) 木材の流通・加工体制の整備

6 その他

(多様な主体の活動支援、森林環境教育の推進、特用林産物の生産振興、森林の多面的利用の推進 等)



「I 大綱」の記載事項と重複しますので
詳細は省略します

II 計画事項

計画書P53～74

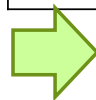
41

■ 第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全

- (1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項
保安林、林地開発許可、伐採届出等、法令の遵守・指導の徹底
- (2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区
水源の涵養、土砂の流出崩壊防止に留意すべき森林の地区
(保安林、急傾斜地崩壊危険地区、砂防指定地等) を、
市町村別に林小班単位で示します

水源の涵養	土砂の流出崩壊防止	合計	(計画区全体)
70,796ha	120,931ha	191,727ha	248,271ha



詳細は、計画書本文をご覧ください (P53～)

- (3) 林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法
該当なし

II 計画事項

計画書P75

42

■ 第4 森林の保全に関する事項

2 保安施設

(1) 保安林の整備

保安林指定が必要な森林について、保安林の配備を計画的の推進し、必要に応じて指定施業要件を見直し

(2) 保安施設地区の指定

該当なし

(3) 治山事業の実施

「災害に強い森林づくり指針」等に基づき、施設整備と森林整備を組み合わせた地域ぐるみの取組を推進

- ▶ 荒廃山地・荒廃危険地の復旧・整備（ハード対策）
- ▶ 住民等と協働する山地防災力を高める取組（ソフト対策）

(4) 特定保安林の整備

該当なし

II 計画事項

計画書P76

43

■ 第4 森林の保全に関する事項

3 鳥獣害の防止

※H29.4月施行の森林法改正により、計画項目として新たに追加され、昨年度に計画事項の一斉変更を行いました

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止に関する方針

○ 鳥獣害防止森林区域の基準

- ▶ 「森林生態系多様性基礎調査結果」等により区域を設定
- ▶ 対象鳥獣はニホンジカ（必要に応じてツキノワグマ等も可）
- ▶ 人工林を基本とし、林班単位で対象鳥獣別に設定

○ 鳥獣害の防止に関する方針

- ▶ 防護柵の設置・維持管理
- ▶ 単木防護資材の設置
- ▶ 忌避剤の散布・塗布
- ▶ わな・銃器等による捕獲

(2) その他

II 計画事項

計画書P77～79

44

■ 第4 森林の保全に関する事項

4 森林病虫害の駆除及び予防その他森林の保護

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

- 松くい虫の被害防止
 - ▶ 伐倒駆除・薬剤散布・樹種転換等を組み合わせた被害対策
 - ▶ 伐採木は木質バイオマスエネルギー利用を促進
- カシノナガキクイムシによる被害の拡大防止
- スギノアカネトラカミキリの被害防止
- カラマツ先枯れ病の被害防止

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）

対象鳥獣の種類、生息区域、生息数の現状等に応じて具体的な対策を定めます

(3) 林野火災の予防の方針

火入れの許可の基準、山火事予防啓発

II 計画事項

計画書P80

45

■ 第5 保健機能森林の区域の基準 その他保健機能森林の整備に関する事項

1 保健機能森林の区域の基準

自然環境の保全に配慮し、森林施業と森林保健施設の整備を一体的に行うことが適当と認められる区域で設定

※伊那谷森林計画区では6市町村、1,448haで設定

2 保健機能森林の区域内における施業の方法

複層林施業、択伐複層林施業及び特定広葉樹育成施業に設定

3 保健機能森林における森林保健施設の整備

自然環境の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情や利用者の意向等を踏まえた多様な施設を整備

4 立木の期待平均樹高

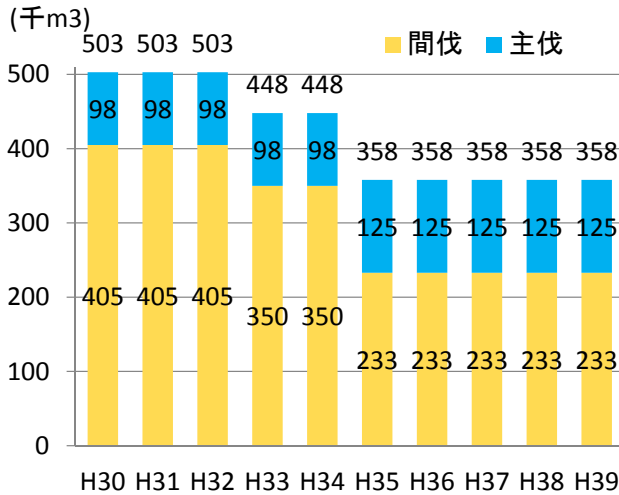
5 その他

II 計画事項

第6 計画量等

1 伐採立木材積

区分	総計	主伐	間伐
計画量	4,196千m ³	1,115千m ³	3,081千m ³
現行計画との増減	-125千m ³	+441千m ³	-566千m ³



【計画量の算出方法】

- ・人工林は、計画書の標準伐期齢、間伐施業体系を参考に、計画期間内に伐採時期を迎える森林を抽出して材積を算出
- ・天然林は、近年の伐採実績から材積を推計

※当該計画量は、全国森林計画における計画値との調和（±2割の範囲内）が必要

II 計画事項

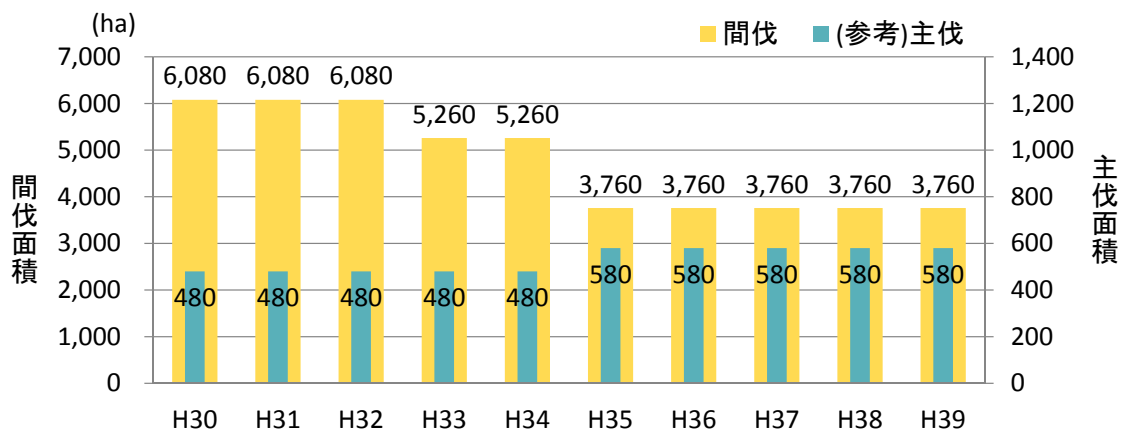
第6 計画量等

2 間伐面積

区分	間伐
計画量	47,500ha
現行計画との増減	-15,300ha

【計画量の算出方法】

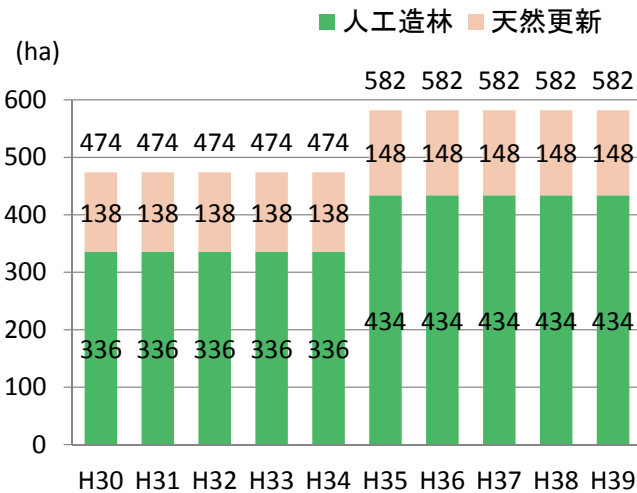
1の伐採材積と同様
 ※間伐は木材生産維持増進森林に限らず計画



■ 第6 計画量等

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

区分	人工造林	天然更新
計画量	3,850ha	1,430ha
現行計画との増減	+1,150ha	+130ha



【計画量の算出方法】

- ・ 1の伐採材積の算出の際に、主伐を計画した箇所全てで造林を行うこととして造林面積を算出。
- ・ 人工林で主伐を行う場合は人工造林、天然林の場合は天然更新とした

■ 第6 計画量等

4 林道の開設及び拡張に関する計画

区分		開設		拡張	
		新設	改築	改良	舗装
延長	計画量	202,056m	10,248m	103,346m	186,964m
	現行計画との増減	-10,190m	0	+5,060m	+5,314
路線数	計画量	150	5	199	121
	現行計画との増減	-1	0	+7	+2
箇所数	計画量	—	—	1,056	—
	現行計画との増減	—	—	+44	—

【計画量の算出方法】

- ・ 市町村に照会の結果、回答のあった事業計画の積み上げによる



路線別の記載内容は、計画書本文をご覧ください (P84～)

II 計画事項

計画書P100～101

50

■ 第6 計画量等

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別の面積

保安林の種類	計画面積	現況	期間内増減
総数（実面積）	115,977ha	101,456ha	+14,522ha
水源涵養のための保安林	75,617ha	68,642ha	+6,975ha
災害防備のための保安林	39,601ha	32,711ha	+6,890ha
保健、風致の保存等のための保安林	2,366ha	1,508ha	+858ha

【計画量の算出方法】

- ・ 現行計画における保安林の指定実績がおおむね計画どおりだったことから、現行計画における保安林の増加率で本計画期間内も指定を進めるものとして計画量を算出

※当該計画量は、全国森林計画における計画値との調和（±2割の範囲内）が必要

II 計画事項

計画書P102～103

51

■ 第6 計画量等

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在等

該当なし

(3) 実施すべき治山事業の数量

森林の所在	地区数	主な工種
岡谷市ほか20市町村	40地区	溪間工、山腹工、本数調整伐

6 要整備森林

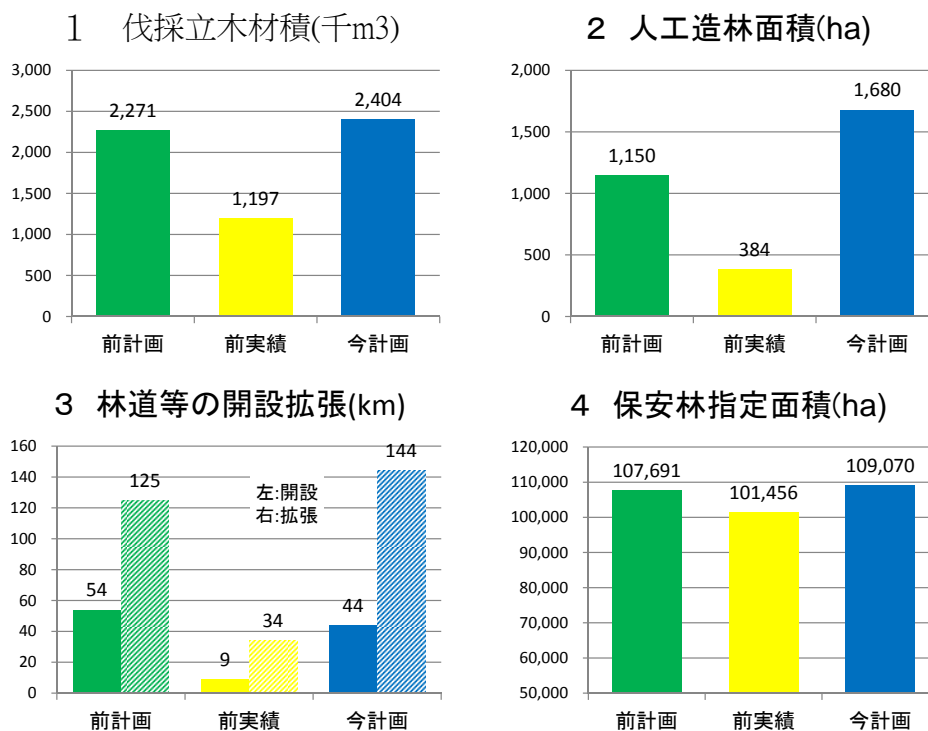
該当なし

II 計画事項

52

■ 第6 計画量等

○前計画量等との比較(前期5年分)



II 計画事項

計画書P104~141

53

■ 第7 保安林その他制限林の施業方法

以下の制限林の種類、伐採方法別に施業方法を定め、該当する地区を市町村別に林小班単位で示します

○制限林の種類

- ・ 保安林
- ・ 砂防指定地
- ・ 自然公園
- ・ 文化財保護法による史跡名勝天然記念物にかかる指定地
- ・ 鳥獣保護区特別保護地区
- ・ 急傾斜地崩壊危険地区
- ・ 長野県自然環境保全地域特別地区

○伐採の方法

- ・ 禁伐
- ・ 択伐
- ・ 皆伐 (伐区指定有)
- ・ 皆伐 (伐区指定無)



地区別の記載内容は、計画書本文をご覧ください